

京都市鏡山保育所の移管先法人等の募集について

京都市営保育所については令和 2 年 3 月に策定した「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」において、公としての役割について不断の検証を行い、民間移管に取り組むこととしております。

こうしたなか、京都市鏡山保育所（以下「鏡山保育所」という。）については、令和 2 年 1 1 月の教育福祉委員会において、事業者からの民間移管に係る提案を受け、提案内容等を総合的に検討した結果、民間移管に取り組む方針とするとの報告を行いました。この度、令和 5 年 4 月からの移管に向けて、法人等の募集を開始しますので、御報告いたします。

1 保育所の概要

名称	所在地	設置年	定員
鏡山保育所	京都市山科区厨子奥苗代元町 1 6 - 5	昭和 2 9 年	9 0 人

2 移管先法人等の資格要件

- (1) 京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者であること。
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第 9 6 条の 6 又は第 1 9 8 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (4) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体の代表者及び役員が京都市暴力団排除条例第 2 条に定める「暴力団員等」でないことのほか、契約の相手方としてふさわしくない者でないこと。
- (6) 租税公課を滞納していないこと。また、法人の場合は、代表者が租税公課を滞納していないこと。

3 移管に係る基本的事項

(1) 移管時期

令和 5 年 4 月 1 日

(2) 土地貸付契約

5 0 年の定期借地契約を締結する。貸付料については、教育・保育施設の運営に関し国が定める公定価格に基づき定員等に応じて本市が定めた額と不動産鑑定評価額を比較し、低い額とする。

なお、契約締結までに不動産鑑定評価を実施する。

(3) 建物の譲渡

有償での譲渡とする。譲渡額については、不動産鑑定評価額とする。なお評価額の3/4について、本市からの補助を予定している。

(4) 備品（机、椅子、保管庫、ベビーベッド、ピアノなど）の譲渡

移管先法人等が希望する備品について有償で譲渡する。譲渡額については、耐用年数により減価償却した価格とする。

(5) 定員増を伴う建替整備等

ア 建替整備又は老朽化対策となる大規模修繕

令和7年3月末日までに、移管先法人等の負担において、(3)により譲渡した建物の建替整備又は老朽化対策となる大規模修繕を行うこと。建替整備等に当たっては、移管先法人等から「京都市保育所緊急整備等事業に関する整備費等補助金交付要綱」に基づく補助を希望する申出があった場合、予算の範囲内において補助金を交付する。

イ 定員増

アの建替整備に当たっては、京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）において定めている令和6年度末提供区域別確保必要量のうち、鏡山保育所が存在する山科2提供区域（安朱、山階、西野、鏡山、陵ヶ岡）の確保必要量に貢献するものとする。

(6) 業務の引継ぎ・共同保育

ア 期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日（最長）

イ 実施方法（予定）

(7) 移管前（令和4年度）

対象者	期間及び日数（1日とは7時間45分を指す。）
園長予定者 1人	4月～12月 原則週 1日以上 1月～ 3月 原則週2.5日以上
主任保育士予定者 1人	4月～ 8月 原則週 1日以上 9月～ 3月 原則週 5日
幼児クラス担任予定者 3人 (各クラス1人)	6月～ 8月 原則週 1日以上 9月～12月 原則週2.5日以上 1月～ 3月 原則週 5日
乳児クラス担任予定者 3人 (各クラス1人)	6月～12月 原則週 1日以上 1月～ 3月 原則週 5日
調理員予定者 1人	6月～12月 原則週 1日以上 1月～ 3月 原則週 5日
全体フリー予定者 1人	6月～12月 原則週 2日以上 1月～ 3月 原則週 5日

(イ) 移管後（令和5年度）

時期	本市従事職員	頻度
令和5年4月～ 令和6年3月	副所長 1人 移管前の担任 5人	必要な日数

(7) 三者協議会

入所児童や保護者への影響が最小限となるよう、令和4年4月から、利用児童の保護者、本市及び移管先法人等による三者協議会を開催する。

4 移管後の運営に係る基本事項

移管先法人等に移管後の運営について遵守を求める事項として別紙「移管後の運営に係る基本事項（鏡山保育所）」のとおり定める。

5 移管先候補者の選定方法

移管先候補者の選定に当たっては、次のとおり京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会市営保育所移管先選定部会（以下「選定部会」という。）において審査を行い、総合的に最も高い評価を受けた申請者を、市長が移管先候補者として選定する。

書面審査の結果により、実地審査対象者を選考することがある。

なお、書面審査及び実地審査の合計の得点が105点（得点率70%）以下の場合や書面審査及び実地審査の各中項目において、小項目の合計点が0点の中項目がある場合等、選定部会において移管先として適当でないと判断した場合は、移管先候補者として選定しない。

(1) 書面審査

ア 「書面審査の項目及び基準」に基づき、各審査項目について評価を行い、得点を算出する。

イ 運営実績に係る審査項目の得点小計を25点満点とし、事業計画に係る審査項目の得点小計を75点満点として得点を換算する。

(2) 第二次審査（実地審査、プレゼンテーション審査・ヒアリング審査）

ア 実地審査の各項目の評価点の合計を50点満点として得点を換算する。

イ 実地審査に加え、プレゼンテーション審査・ヒアリング審査を実施したうえで、書面審査の評価点を補正し、合計の得点（150点満点）をもって、申請者の総得点とする。

<書面審査と実地審査の配点表>

	運営実績に係る配点	事業計画に係る配点	計
書面審査	25点	75点	100点
実地審査	50点	—	50点
計	75点	75点	150点

6 今後のスケジュール（予定）

日	内容
令和3年 6月23日	移管先法人等募集開始のお知らせ
8月2日～8月6日	申請書類の受付期間
8月中旬～8月下旬	書面審査
9月上旬～9月下旬	実地審査, プレゼンテーション・ヒアリング審査
10月上旬	移管先候補者選定
11月	京都市保育所条例の改正議案の提案
令和4年 4月～	移管先法人等への引継ぎ・共同保育開始
令和5年 4月	鏡山保育所の民間移管

7 選定部会における審議状況等

(1) 審議経過

	開催日	内容
第1回	令和3年 3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・鏡山保育所の民間移管に係る経過について ・募集要項（案）に係る審議
第2回	5月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・鏡山保育所の民間移管に係る保護者との意見交換 ・募集要項（案）に係る審議

(2) 委員名簿（五十音順）

安保 千秋 弁護士
 岡 美智子 京都障害児者親の会協議会 副会長
 川北 典子 大谷大学 教授
 土江田 雅史 公認会計士
 中川 正美 市民公募委員

(参考) 保護者に対する説明の経過

日	内容
令和2年11月20日	鏡山保育所の民間移管に係る保護者説明会
令和3年 3月26日, 29日	募集要項（案）に係る保護者説明会
4月15日, 16日	鏡山保育所の民間移管に係る保護者質問会

<添付資料>

令和3年度京都市鏡山保育所移管先法人等募集要項

移管後の運営に係る基本事項（鏡山保育所）

※ 以下の各事項において、特に期間に定めのない事項においては、移管公表年度に入所している児童が卒所するまでの期間（当分の間）とします。また、「現在」とは、移管前年度のことを指します。

I 保育所運営等

1 保育所運営															
定員・運営	保育所又は認定こども園（幼保連携型又は保育所型）として運営すること 就学前までの6年間を見通した保育を実施すること 地域ニーズに応じてバランスよく歳児別の受入れを行うこと														
開所時間	月曜日から土曜日まで以下の開所時間を確保すること 7時00分～19時00分														
休所日	日曜日、祝日及び12月29日～1月3日のみとすること														
乳児保育	産休明けから（生後57日以降）の保育を実施すること														
費用負担	移管日の前日に在在所している児童については、市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を保護者に求めないこと やむを得ず保護者に市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める場合は、三者協議会において協議したうえで実施すること														
保健・衛生	給食施設・設備をはじめ施設の衛生管理、児童・職員の健康管理を徹底すること 児童に対しては、現在市営保育所で実施している検診種別・頻度を継承すること														
安全管理	消防計画を策定し、避難訓練及び消火訓練を毎月実施すること AEDを設置し、定期的に救急救命に関する研修を行うこと														
苦情処理	苦情処理の仕組みを整備すること（苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置）														
その他	その他、国・市などの法令、通知等を遵守し、児童の健全な発育・発達を促すこと														
2 職員について ※ 移管後に当該保育所を認定こども園として運営する場合、「保育士」は「保育教諭」と読み替える。															
職員数	本市の基準に基づく保育士等を確保すること 障害児認定区分に応じた職員加配基準に基づき保育士を配置すること														
施設長	専任の施設長とし、次のいずれかを満たすこと（いずれも常勤での経験とする。） ・社会福祉事業の経験15年以上（うち認可保育所経験3年以上） ・認可保育所での保育経験12年以上 ・社会福祉事業の経験10年以上（うち認可保育所施設長3年以上）														
保育士	次の常勤保育士を確保し、移管を受けた保育所において勤務させること（以下の経験年数は常勤換算とする。以下の「保育士等」とは、保育士、保育教諭、幼稚園教諭を指す。） ・保育士等として経験10年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上の保育士を3人以上（うち1人は乳児保育経験1年以上の者） ・上記のほか、乳児保育経験1年以上の保育士を2人以上 ・保育士等として経験5年以上の保育士を施設長を除く全保育士の1/3以上 ・新卒（又は未経験）保育士については、施設長を除く全保育士の1/3以下とすること														
引継ぎ・共同保育	市が指定する引継ぎ・共同保育期間において、市が指定する職員（保育士、アレルギー除去食の知識・経験のある調理員）を配置すること（※） ※ 令和4年度 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>期間及び日数（1日とは7時間45分を指す。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長予定者</td> <td>4月～12月 原則週1日以上、1月～3月 原則週2.5日以上</td> </tr> <tr> <td>主任保育士予定者</td> <td>4月～8月 原則週1日以上、9月～3月 原則週5日</td> </tr> <tr> <td>幼児クラス担任予定者（各クラス1名）</td> <td>6月～8月 原則週1日以上、9月～12月 原則週2.5日以上、 1月～3月 原則週5日</td> </tr> <tr> <td>乳児クラス担任予定者（各クラス1名）</td> <td>6月～12月 原則週1日以上、1月～3月 原則週5日</td> </tr> <tr> <td>調理員予定者1名</td> <td>6月～12月 原則週1日以上、1月～3月 原則週5日</td> </tr> <tr> <td>全体フリー予定者1名</td> <td>6月～12月 原則週2日以上、1月～3月 原則週5日</td> </tr> </tbody> </table> 移管前年度の引継ぎ・共同保育の期間中は、引継ぎ・共同保育開始前日までの鏡山保育所の勤務シフトに準じた引継ぎ・共同保育体制を確保すること 引継ぎ・共同保育に参加した法人等の職員は、移管後も原則6箇月以上、当該保育所で保育に従事すること	対象者	期間及び日数（1日とは7時間45分を指す。）	園長予定者	4月～12月 原則週1日以上、1月～3月 原則週2.5日以上	主任保育士予定者	4月～8月 原則週1日以上、9月～3月 原則週5日	幼児クラス担任予定者（各クラス1名）	6月～8月 原則週1日以上、9月～12月 原則週2.5日以上、 1月～3月 原則週5日	乳児クラス担任予定者（各クラス1名）	6月～12月 原則週1日以上、1月～3月 原則週5日	調理員予定者1名	6月～12月 原則週1日以上、1月～3月 原則週5日	全体フリー予定者1名	6月～12月 原則週2日以上、1月～3月 原則週5日
対象者	期間及び日数（1日とは7時間45分を指す。）														
園長予定者	4月～12月 原則週1日以上、1月～3月 原則週2.5日以上														
主任保育士予定者	4月～8月 原則週1日以上、9月～3月 原則週5日														
幼児クラス担任予定者（各クラス1名）	6月～8月 原則週1日以上、9月～12月 原則週2.5日以上、 1月～3月 原則週5日														
乳児クラス担任予定者（各クラス1名）	6月～12月 原則週1日以上、1月～3月 原則週5日														
調理員予定者1名	6月～12月 原則週1日以上、1月～3月 原則週5日														
全体フリー予定者1名	6月～12月 原則週2日以上、1月～3月 原則週5日														

	<p>移管前に鏡山保育所において勤務する臨時的任用職員本人が希望した場合は、移管先法人において雇用し、当該職員が引続き移管を受けた保育所において現状と同等またはそれ以上の待遇条件で勤務できるよう努めること</p> <p>移行期間としての引継ぎ・共同保育期間中は、保育内容や職員配置等運営に係る市からの助言・要請に対して誠実に応じるとともに適切に対応すること</p>
職員の育成	<p>市が指定する市営保育所職員研修に出席すること</p> <p>障害児保育に当たっては、保育士等キャリアアップ研修をはじめとする研修に積極的に参加すること</p> <p>自己評価チェックシートを付けること等により、自らの保育実践の評価や職員相互の話し合い等を通じて、保育所全体の保育の内容に関する認識を深め専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にし、保育実践に繋げていくようにすること</p> <p>その他職員研修など職員の資質向上に積極的に取り組むこと</p>
3 その他	
第三者評価の受審	移管後、3年以内に第三者評価を受審し、結果を公表すること。また、その結果について、移管前に受審した評価項目と比較検証し、下回る項目については改善策を市に報告すること
三者協議会の設置	<p>三者協議会において保育の内容の継続性及び基本事項の変更等について調整するとともに、三者協議会の決定事項については遵守すること</p> <p>保育体制の確保等、保護者代表の出席に配慮すること</p>
情報開示	保育所の運営状況、法人の経営状況等の積極的な情報開示に努めること
基本事項の遵守状況の検証	本市が、移管後の運営に係る基本事項の遵守状況について検証を行うに当たっては、市の求めに応じて報告を行うとともに、立入調査の必要が生じたときにはこれに応じること
基本事項に違反した場合の取扱い	<p>申請の資格又は基本事項の違反が認められた場合は、本市及び保護者からの損害賠償請求に応じること</p> <p>移管後に申請の資格又は基本事項の重大な違反により移管に係る協定を解除した場合は、他の法人等が当該保育所の運営を行うまでの間、児童及び保護者に不利益が生じないように、本市の指導の下、利用者の保育を保障すること</p>
保護者対応	<p>保護者の不安に最大限配慮し、保護者や保護者会の要望に誠実に対応するとともに、誠意をもって解決に努めること</p> <p>保護者会の活動に当たっては、通常の保育所の運営に支障がないと認められる範囲でホール等の利用を認めること</p>
その他	<p>現在法人が運営する既設の保育所を廃止又は大幅縮小しないこと</p> <p>移管を受けた保育所の運営を他の法人等に委託しないこと</p> <p>建物を譲渡又は担保に供さないこと</p> <p>建物は所有権移転登記後直ちに法人の基本財産に編入すること</p> <p>地域との関係を維持し、地域に根差した保育所運営を行うこと</p> <p>移管前年度に小規模保育事業者等と締結している連携項目について、小規模保育事業者等から希望があった場合、引き続き、移管前と同様の連携内容を満たした連携施設となること</p>

II 保育内容等

保育内容全般	<p>保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容（※）を尊重し、保育運営を行うとともに、そのことについてホームページ等で公表すること</p> <p>※ 子ども一人ひとりを主体として受け止め、主体としての心を育てることを大切にする保育。「市営保育所 保育のガイドライン」参照</p>
障害児保育	<p>京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し障害児保育を実施し、現在の市営保育所と同様の考え方で、障害の程度や内容によって受入れを拒否することなく障害児を受け入れること</p> <p>現在入所中の障害児について、市営保育所における障害児保育の取組を引き継ぐとともに、卒所又は退所までの保育を保障すること</p>
配慮の必要な子どもの受入れ	アレルギーのある子ども、被虐待児（疑いのある子を含む）、家庭支援の必要な（必要と思われる）子ども、外国に文化的背景をもつ子どもなど、「一定の配慮が必要な子ども」について、現在の市営保育所と同様の考え方で受け入れること
年間行事	<p>移管前年度の行事（数、種目、内容等）を基本とするが、各行事については、新型コロナウイルス感染症等の影響も踏まえつつ、その目的を理解した上で行事を維持すること</p> <p>ただし、変更がある場合は三者協議会で合意を得ること</p>
宗教的な保育	子ども及び保護者の信教の自由に配慮した保育・食事を行うこと。宗教的な行為（お祈り、講話

	等) や行事, 宗教的な行為に基づく保育活動等を行わないこと (クリスマスやひなまつりなど現在市営保育所で実施している行事は可)
給食・調理	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画を策定し, 計画に基づき食事の提供を行うこと
	当該保育所の調理室において調理した給食を提供すること
	食材の安全性に配慮し, 食材の産地表示を行うこと
	栄養士による献立作成を行うこと
	食物アレルギーがある子どもや宗教, 外国に文化的背景をもつ子ども等, 一人ひとりの子どもの発育・発達や心身の状態に応じた食事について, 現在の市営保育所と同様の考え方で対応すること
土曜日の給食の提供を行うこと	
食育	菜園活動や食事に関わる行事など食に関する体験を通じ, 食事や食物への関心が深まる取組を行うこと
子育て支援事業	園庭開放, 子育て相談等, 子育て支援事業を実施すること